No. 6

ASEAN諸国環境及び工業標準
基礎調査報告書

平成8年3月

JICA LIBRARY
J 1131418 [4]

新日本製鐵

113
61.9
MIP
LIBRARY

建設計
JR
97-30

ＡＳＥＡＮ諸国環境及び工業標準
基礎調査報告書

平成８年３月

国際協力事業団

1131418[4]

序　　文

この報告書は、平成８年３月に派遣したASEAN諸国環境及び工業標準基礎調査の結果をまとめたものである。

まず初めに、『プロジェクト連携促進事業』（工業標準分野）は、実施中又はこれまでに協力した工業標準関係プロジェクトを核として、ASEAN諸国における基準の統一化に資するため、人的交流によるネットワークの構築と関係機関相互の情報の交換・共有化を図ることを目的に、平成８年度から新規に実施予定の事業である。従って、初年度から事業を円滑に実施するためには、関係者に対し事業の主旨等を十分に説明し、理解と協力を得る必要がある。

また、工業製品の輸出を柱に順調な経済発展を遂げつつあるマレイシアでは、環境問題が重要な課題の一つとなっている。同国環境省からは、我が国に対し環境研修・研究センター設立にかかるプロジェクト方式技術協力を継続的に要請してきているものの、協力の規模や技術移転の内容に関する詳細な情報が不足している。

そこで本基礎調査では、事業の対象国（ASEAN諸国）であるマレイシアとフィリピンにおいて、『プロジェクト連携促進事業』（工業標準分野）の円滑な実施のため、JICA事務所等関係者に事業の主旨説明と事業実施にかかる協力依頼を行い、併せてフィリピンの実施機関との具体的な打ち合わせを行うこととする。また、マレイシアにおいては、環境管理技術等の分野における協力の可能性について、意見交換及び情報収集を行うこととする。

最後に、今回の調査に当たり協力して頂いた関係者の方々に感謝の意を表し、あわせて今後の支援をお願いする次第である。

平成８年３月

国際協力事業団
鉱工業開発協力部
部長　松澤憲夫

目　　次

序　　文

Ⅰ．調査の目的 …… 1
　1．基礎調査団派遣の背景及び目的 …… 1
　2．調査団員の構成 …… 1
　3．調査日程表 …… 2
　4．主要面談者リスト …… 2

Ⅱ．調査結果 …… 5
　1．プロジェクト連携促進事業 …… 5
　　(1) フィリピン …… 5
　　(2) マレイシア …… 7
　2．環境案件形成に関する調査 …… 8
　　(1) マレイシア …… 8
　　(2) フィリピン …… 9

　3．調査所感 …… 10

附属資料
　プロジェクト連携促進事業概要 …… 13

I. 調 査 の 目 的

1. 基礎調査団派遣の背景及び目的

1) プロジェクト連携促進事業

平成8年度のプロジェクト方式技術協力事業費（産業開発協力に必要な経費）（政府原案）に『プロジェクト連携促進事業』（工業標準分野）が新規計上された。当該事業の円滑な実施のため、事業の対象国（ASEAN諸国）のJICA事務所等関係者に対し、事業の主旨説明を行うとともに事業実施にかかる協力を依頼する必要がある。

よって、今調査団においては、マレイシア事務所とフィリピン事務所を対象として事業の主旨説明と事業実施にかかる協力依頼を行うこととする。また、平成8年度第1回目の連携セミナー開催を予定しているフィリピン工業標準化・電気試験技術プロジェクトの専門家チーム及びカウンターパートに対し、具体的な事業実施の手順等を説明し、意見交換を行うこととする。

2) 環境案件形成に関する調査

マレイシアは、日・米・欧を市場とする工業製品の輸出を柱として順調な経済発展を遂げつつあるが、都市ごみや産業廃棄物の処理・環境管理等に対する具体的な取り組みが急務となっている。

マレイシアは我が国に対し環境モニタリング技術等を内容とする環境研修・研究センター設立にかかる技術協力を要請してきたものの、協力の規模や技術移転の内容に関する詳細な情報が不足しており、マレイシア政府の実施体制を含め協力の実施可能性を明らかにする必要がある。

よって、今調査団において、マレイシアの廃棄物処理の現状を踏まえ、環境管理技術等の分野における協力の可能性を確認することとする。

2. 調査団員の構成

	担　当	氏　名	所　　属
団　長	総　　括	佐藤隆夫	国際協力事業団　鉱工業開発協力部 計画課　課長代理
団　員	技術協力計画	信田直樹	外務省　経済協力局 技術協力課
団　員	技術移転計画	鬼束忠人	通商産業省　工業技術院　標準部 国際規格室　国際協力班長
団　員	運営管理	日比俊文	国際協力事業団　鉱工業開発協力部 計画課

3．調査日程表

日順	月　日	曜日	行程及び調査内容
1	3／3	日	(13:10)　(19:45) 成田　→　クアラルンプール　(JL723)
2	4	月	09:00　JETRO事務所打合せ 11:00　SIRIM長官表敬 11:30　SIRIM AIラボラトリプロジェクト視察 14:00　SIRIM有害化学物質評価分析・産業廃棄物処理プロジェクトと環境案件形成について意見交換
3	5	火	10:00　JICA事務所打合せ (※日本大使館報告は先方の都合によりキャンセル)
4	6	水	(10:50)　(16:15) クアラルンプール　→　マニラ　(MH370)
5	7	木	09:00　日本大使館表敬（中沢一等書記官） 11:00　フィリピン貿易トレーニングセンター視察 14:00　JICA事務所打合せ
6	8	金	10:00　工業標準電気試験所プロジェクトにて打合せ (貿易工業省製品規格局局長出席) 15:00　フィリピン・ソフトウェア開発研修所視察
7	9	土	(14:45)　(19:40) マニラ　→　成　田　(JL742)

4．主要面談者リスト

(1)　マレイシア

＜マレイシア側＞

マレイシア標準工業研究所（SIRIM）

Dato' Dr. Ahmad Tajuddin All	Director-General
Hj. Abdul Aziz b. Abdul Manan	Deputy Director-General & Director of Corporate Services
Dr. Chong Chok Ngee	Senior Director Research and Technology Development Div.
Dr. Mohd. Shazali Hj. Othman	Director Research and Technology Development Div.
B.G. Yeoh	General Manager Environmental Technology Centre

＜日　本　側＞

有害化学物質・産業廃棄物処理プロジェクト

土屋新五郎	プロジェクトリーダー
山本　　泉	プロジェクト調整員

AI システム開発ラボラトリプロジェクト

田所　　博	プロジェクトリーダー
斎藤　　徹	プロジェクト調整員

JETRO クアラルンプール事務所

斉藤　伸一	所　　長
河原　　寛	次　　長
能見　利彦	所　　員
床　　秀輝	所　　員

在マレイシア JICA 事務所

水田加代子	所　　長
山田　好一	次　　長
稲垣　明子	所　　員
田中　章久	所　　員

(2)　フィリピン

＜フィリピン側＞

貿易工業省製品規格局

Jesus L.Motoomul	Director

工業標準化・電気試験技術プロジェクト

Joselito C.Soler	Project Manager ／ Chief, BPS Testing Center
Gerardo P. Panopio	Head, Electrical Testing Laboratory

国立コンピュータセンター

Cynthia A.Topacio	Deputy Managing Director
Juli Ana E.Sudario	Director Directorate for IT Manpower Development

＜日　本　側＞

在フィリピン日本大使館

中沢　則夫	一等書記官

工業標準化・電気試験技術プロジェクト

吉満　博	プロジェクトリーダー
石田　和基	プロジェクト調整員
石崎　法夫	長期専門家
窪田　憲司	長期専門家
島田　満治	短期専門家

ソフトウェア開発研修所プロジェクト

横井　俊夫	プロジェクトリーダー
田坂　厚	プロジェクト調整員
林　浩典	長期専門家
石川　周	長期専門家

在フィリピン JICA 事務所

橋本　明彦	所　長
力石　寿郎	次　長
落合　直之	所　員

Ⅱ. 調 査 結 果

1．プロジェクト連携促進事業

平成８年度から実施を予定しているプロジェクト連携促進事業の円滑な実施を図るため、フィリピン及びマレイシアにおいて日本側関係者に事業説明を行うとともに、フィリピンにおいては実施機関と具体的な日程調整について打ち合わせを行った。

(1) フィリピン

a．日本大使館

大使館（中沢書記官）に対し、プロジェクト連携促進事業を説明したところ、日本側にとっても有益な事業となる可能性があるとして期待が寄せられた。

また、工業標準の相互承認体制の整備に関し要望があったが、調査団より技術レベルの相違により困難が多く時間を要する旨、説明するとともに、APEC等での検討状況を見守ることも一策であると伝えた。

b．JICA事務所

プロジェクト連携促進事業の制度及びフィリピンでの事業実施計画を説明した。事務所関係者及びプロジェクト側から事業予算について質問があり、調査団より予算費目の主旨を含め用途を説明した。予算化され最初の事業であることから、平成９年度の予算要求の参考意見を求めたところ、次のとおり。

・セミナー開催費が少額である。

・連携技術調査員の派遣元の候補

セミナー開催調整役：JICE等からの派遣になることが考えられる
セミナー（技術者）：連携促進委員会の関係団体等から派遣

・予算の目間流用が不可欠である

当初計画から目間流用を含めることは望ましくない旨を説明。
ただし、予算化され初年度の事業実施であることを勘案し、なるべく弾力的に対応したいと回答した。

c．PTTC（フィリピン貿易トレーニングセンター）

連携促進事業のセミナー実施候補地であることから、一部スケジュールを変更し現地視察を行った。セミナーの実施場所としては、十分な設備である。

(参考) プロジェクト方式技術協力の実施期間：87年２月～93年２月

d．貿易工業省製品規格局（BPS）

プロジェクトサイトにおいて、モトムール局長ほか3名、日本側専門家チームと連携促進事業の実施の打ち合わせを行った。先方への説明及び意見交換の内容は、次のとおり。

① プロジェクトより要請のあったセミナー(Large-scale seminar)を連携促進セミナーとして実施することで合意。

② プロジェクトの協力が終了しても、数年の間（3～5年間）、毎年連携セミナーを実施する。(BPS側了解)

なお、ASEAN諸国からの招聘費用は日本側負担とするが、シンガポール、ブルネイは講師の招聘に限る。

③ セミナーのテーマ等については、連携促進調査団を派遣し詳細を調整する。ただし、基本的には、フィリピン側の提案した内容を尊重することで合意した。また、セミナーの形態について、当方よりトップセミナーを開催することを提案したが、フィリピン側はセミナーの内容から、この提案に難色を示した。

調査団としては、初年度の事業であること、実施時期の問題もあることを勘案し、シニアクラスのセミナーとして再提案し、先方の同意を得た。

④ プロジェクトから、平成8年度の事業として要請しているEMCセミナー（7月開催予定）と調査団提案の連携促進セミナーの開催（7月）が同時期であることから、同時期に開催可能かどうか質問があった。

調査団より、両方のセミナーの実施に問題がなければ同時期の実施も構わない旨、述べ、実施方法の詳細については、別途検討することとした。

なお、すべてのテーマを一つのセミナーとして実施しても、全体で3日間程度のセミナーとなる。対象者（聴衆）が異なるが、日時・場所等を工夫することにより実施可能であると考える。

⑤ 連携促進事業に関する質問等

・機材供与の増額についてプロジェクトより要望があったが、調査団よりセミナーのデモンストレーション用機材を想定、プロジェクトの本体事業として高額な機材を要求するのであれば新たな機材供与はできない旨を説明。

・BPS職員をASEANに派遣し人的交流を図ることの可能性。技術交換費を活用する以外、困難である旨、説明。ただし、他の連携促進セミナーへの参加は可能である。

・連携促進調査団の内容について質問があり、セミナーの開催要領の大筋をアレンジするための調査団を派遣する旨、回答した。また、現時点では、連携促進事業の詳細について未決定な部分も多いことから、実務的な面での説明も同調査団が行うことを述べた。

⑥ 事業の実施日程（合意事項）

事業の実施日程に関し、フィリピン側はAPEC及びACCSQ会合等の日程にもかかわらず、日本側の提案にしぶしぶながら理解を示し、日程を調整してくれた。APECの関係では、プロジェクトのカウンターパートのトップ２～３名が会議の準備等を行っており、調査団が予想した以上の忙しい状況であった。

従って、フィリピン側との信頼関係を損なわぬよう、次の日程に従って事業を実施する必要があることを報告する。

[連携促進調査団の派遣時期]

5月27日(月)～31日(金)または6月3日(月)～7日(金)の間。

[連携促進セミナーの開催時期]

7月22日(月)～26日(金)の間。

(参考：フィリピン側の国際会議の日程)

5月14日～24日：APEC（セブ）
6月　　：ACCSQ専門家会合（マレイシア）
6月22日～24日：ACCSQ会合（マレイシア）
7月15日～17日：APEC (NZ)
8月1日～2日：EMC（シンガポール）
8月13日～22日：APEC-SOM（ダバオ）
10月1日～9日：APEC-SOM（マニラ）

(2) マレイシア

マレイシア事務所に対し事業の概要と平成8年度の事業実施計画(案)を説明するとともに、マレイシアでの連携促進事業は、当初計量分野での協力を検討したが、プロジェクトの初年度に当たることから、SIRIM側の実施体制の整備に不安があること、計量分野の本邦支援体制が整備されていないことから、平成8年度の事業実施が困難であるとの判断をした旨を伝えた。(事務所側は、当方判断に対し同意。)

また、上述の代替案については、マレイシアを含むASEAN諸国を対象に検討を進めるものの、事業を実施しない可能性もあることを伝えた。

2．環境案件形成に関する調査

(1) マレイシア

マレイシアにおいて環境問題は、重要な課題の一つであり、同国環境省から『環境研修・研究センター設立計画』にかかるプロジェクト方式技術協力が継続的に要請されてきている。本邦専門家の確保が困難な事情にあること等から、本件要請にかかる協力は、困難な状況が続くと見込まれている。

そのため、産業公害に特化した協力の可能性について、マレイシア科学技術環境省のSIRIM（標準工業研究所）、JETRO及び在外事務所と意見交換・情報収集を行ったところ、以下のとおり。

① JETRO

JETRO事務所は、ASEAN協力事業（AC事業）とグリーンエイドプラン（GAP）の2事業を実施している。環境分野は、GAPにより協力を実施しており、民間ベースを基本として専門家派遣、研修事業、調査事業、共同研究が行われている。また、共同研究協力事業は、①簡易廃水処理システムの開発、②太陽光発電技術、③熱帯雨林における生物対応の3件を実施中とのこと。

さらに、ハイテク技術を対象とするJETRO事業は、SIRIMを実施機関とする場合が多いとのことである。

② SIRIM

タジュディンSIRIM長官及び有害化学物質評価分析・産業廃棄物処理プロジェクト責任者のイェオ環境技術センター所長との各表敬時において、協力中の環境プロジェクト終了後のビジョンについて意見交換するとともに、先方に対し環境分野の今後の協力についてマレイシア側の考えをとりまとめ、プロジェクト方式技術協力の要請を行うよう依頼した。また、田所リーダーに対しても、現プロジェクトの機材を活用した、環境協力のアイデアをとりまとめる旨、依頼した。

なお、SIRIM側より技術協力の関心分野として、産業廃棄物処理技術等の環境分野、AIの製造工業への応用・実用化、AMRC（Advanced Material Research Center）の3分野であると、SIRIM長官より発言があった。

③ JICA マレイシア事務所

a．環境案件の形成

マレイシア側から継続して要請のある『環境研修・研究センター設立計画』に関し、同種のプロジェクトが5案件（中国、タイ、インドネシア、メキシコ、チリ）協力中であることから、専門家のリクルートに困難が予想されること、また、マレイシアに環境プロジェクト形成調査団を派遣する案があること（外務省と調整中）等を調査団より事務所に伝えるとともに、当部としてはマレイシアでの産業公害防止技術を対象とする環境案件の形成を具体化したいとの考えを述べた。

特に、現在協力中の有害化学物質評価分析・産業廃棄物処理プロジェクトが終了段階に入ろうとしており、産業公害のモニタリングに必要な機材（大気等の一部分野を除く）が既に供与されていることから、これを活用又は関連した案件の形成が望まれることを説明した。

b．環境案件の実施機関

マレイシア事務所より、環境モニタリングは民間を活用して実施されてきており、環境省は『環境研修・研究センター設立計画』を継続要請しているが、担当部局は縮小されつつあるとの報告があった。また、SIRIM は100％政府出資の機関として公社化される計画であり、今後も協力可能であることから、事務所は、同機関を実施機関とする案件形成が妥当であるとした。

c．JETRO（KL センター）

マレイシアでの環境分野での協力は、JICA 協力のほかにグリーンエイドプランによる協力が行われており、マレイシア政府関係者の一部に日本の協力形態が複雑であるとの印象を与えているとの説明があった。

JICA 事務所は、技術協力関係機関と定期的な会合に参加しており、そのメンバーには JETRO も含まれていることから、プロジェクトの案件形成に役立つ情報収集や日本の環境分野での技術協力の明瞭化を図りたいとの発言があった。

(2) フィリピン

① 環境案件の形成

フィリピン事務所に対し平成8年度新規案件の検討状況を説明するとともに、環境案件の形成について意見交換を行った。マレイシアの場合は先方の実施機関が一つに絞られているが、フィリピンにおいては移転技術により複数の官庁及びその関係機関が実施機関の候補となる可能性があるとのこと。また、現在フィリピンは環境よりも開発を重視してお

り、国として環境問題に対する取り組みや関心が薄いようであるとの意見もあった。

環境案件の形成に関しては、直ちにプロジェクトの形成を考えるよりも個別専門家派遣等による協力を行いつつ、技術レベル、実施機関等の情報を得た後に案件形成を図ることが望ましいものと思われる。

② 新規案件

また、事務所側より工業標準プロジェクト（フェーズⅡ）の正式要請に関し、3月末にNEDAから大使館にプロジェクト要請書が提出される見込みであるとの連絡があった。当方より、平成8年度新規案件としてはタイミングが遅いことから平成9年度の案件として検討することを伝えた。

これに関連し調査団より、平成8年度のフィリピン側からの要請の検討状況に関し、新規案件として「金属加工(金型)」とアフターケア案件（鋳造技術）が採択される予定であることを伝えた。

3．調査所感

(1) プロジェクト連携促進事業

この調査団は、プロジェクト連携促進事業が平成8年度政府予算案に計上されたことから、96年に円滑な事業を実施するため派遣されたものである。APEC-PFP協力との関係も含め96年1～2月の間に本事業の大筋を決定したものの、事業の具体的かつ詳細な内容については、今後、関係国との具体的な調整を要し、新年度に入り派遣される連携促進調査団の手に委ねられることとなる。

フィリピン側は、別途要請していたセミナーを本事業で実施することに合意したものの、タイトな日程の中で本事業を実施することから、日本側の弾力的な対応が不可欠である。また、マレイシア事務所は、本事業の実施要領を希望していることから、今後の本事業の活動状況等について逐次連絡することが望まれる。

(2) 環境案件の形成

マレイシアは外資導入により経済成長を続けている国であるが、環境問題は同国の大きな問題となっており、産業公害防止技術に関する技術協力のニーズが大きいと考えられる国である。積極型環境保全協力の第1号案件（有害化学物質評価分析・産業廃棄物処理プロジェクト）を実施した経験もあり、かつ、現地事務所をはじめSIRIMも環境問題に関し極めて熱心であり、近い将来、プロジェクトの形成が実現されるものと期待される。

現在協力中のプロジェクトに供与した環境評価・分析機器を活用することにより、産業公害防止やモニタリング調査の一部分野において技術普及を行うことも可能であることから、第2フェーズなど継続的な協力が望まれる。

(以　上)

附　属　資　料

プロジェクト連携促進事業概要

プロジェクト連携促進事業概要

1．プロジェクト連携促進事業創設の背景

ASEAN 及び一部周辺国においては急速な工業化の発展、産業の国際的な分業化、貿易・投資の拡大及び自由化にかかる活発な動き等社会経済状況が著しく変化している。このような状況の変化に適切に対応するため、産業開発協力事業（プロジェクト方式技術協力）では、従来から各国の切実な必要性に立脚してそれぞれの国内における産業高度化のための基盤整備を目的とする工業標準、認証検査等にかかる人材育成プロジェクトを実施してきている。

しかしながら、WTO 発足に伴い APEC に代表される ASEAN 及び周辺国を中心とする貿易・投資の促進、自由化進展は、国際的な合意に沿って進める必要に迫られてる。

そのため、実施中又はこれまでに協力したプロジェクト方式技術協力の活用を図り、これを刻として ASEAN 諸国等の関係機関の連携を促進することにより APEC で目的とされている貿易・投資の自由化・円滑化等への体制準備を行うため『プロジェクト連携促進事業』を創設する。具体的には、工業標準関係プロジェクトを活用し基準の統一化等に資するため、人的交流によるネットワークの構築と関係機関相互の情報の交換・共有化を図る協力を実施する。

また、本事業は、我が国が APEC（アジア太平洋経済協力）において推進する PFP（前進のためのパートナー）に資する協力として位置付けられる。

なお、将来 PFP 事業の一部として、本事業を実施することも検討する。

2．事業の特徴

a．地域間協力

プロジェクト方式技術協力事業は二国間の協力を基本としているが、本事業は ASEAN 及びその周辺国・ APEC 参加国を対象に、特定の分野において継続的に協力・協調を行う相互協力事業の性格を有するものである。また、開発途上国において事業を実施することから、南南協力支援としての性格も合わせ持つ協力である。

b．参加各国による事業の実施

ASEAN 諸国等からのプロジェクト方式技術協力の要請及び協力の実績の多い「工業標準、計量、等」の分野において地域の連携を図り、我が国がイニシアティブをとりつつ本事業参加国との協調的な協力を実施する。そのため、本事業はプロジェクト方式技術協力のような垂直的な技術移転というより、参加各国が水平的な責任分担のもとに事業の計画作成・実施を行う。

c．情報共有化と人的交流

本事業は日本のイニシアティブによりASEAN諸国を中心とする関係機関の連携を図るため、本邦及び関係国からの人材を招聘しセミナーの開催、技術情報ネットワークの整備・構築を行うものであり、『情報共有化』とセミナー等による『人的交流』の促進を図るものである。

d．垣根のない事業

プロジェクト連携促進事業で実施する「セミナー」や「技術情報連携整備」はASEAN諸国を対象としているが、ASEAN周辺国、APEC関係国からの自費参加者に対し、開放されたものとして運用する。

e．移転技術の応用発展

本事業は、協力実施中又は協力終了後のプロジェクトを活用して協力を実施することから、プロジェクトにとって移転技術の応用・発展のための協力として位置付けられる。

3．事業の骨子

a．事業の成果・目標

ASEAN諸国を対象とした工業標準分野のプロジェクトをコアとして事業を展開するものであるが、日本のイニシアティブと協調を基本として以下の2点を実現するための事業である。

① 共通認識に基づくセミナーの開催により、日・ASEANを中心に同種の機関どうしの「人的交流」の場を形成する。

② 技術情報連携整備により、工業標準、認証等の技術情報のネットワーク形成に資することを最終目標として、最新の技術情報の共有と交流を図る。

なお、本事業の実施により終了プロジェクトの活性化も期待される。

b．事業予算

本事業の予算は、プロジェクト方式技術協力事業費の「V．産業開発協力に必要な経費」において「5．プロジェクト連携促進に必要な経費」として、平成8年度予算（政府原案）に計上されている。（下表参照）

なお、工業標準等（＝基準・認証）の分野のプロジェクトを活用することが、事業実施の条件となっている。

予算の構成（平成８年度）		金額（千円）
Ⅴ．産業開発協力に必要な経費		
５．プロジェクト連携促進に必要な経費		95,704
(1) 連携促進調査諸費		12,816
（目） 調査諸費	調査団派遣経費	
（目） 所属先補填経費	調査団派遣経費	
（目） 技術費	調査団派遣経費	
(2) プロジェクト連携協力費		69,781
（目） 派遣諸費	連携技術調査員の派遣費	
（目） 所属先補填経費	連携セミナー講師の派遣費	37,281
（目） 技術費	連携セミナー講師の派遣費	
（目） 現地業務費	連携セミナー開催費	15,126
（目） 機材供与費	機材供与費	5,000
	技術情報連携整備費	12,374
(3) 実施計画諸費		
（目） 実施計画諸費	連携促進委員会開催費	7,233
	調査団実施計画諸費	310
	連携協力実施計画諸費	564
	技術情報収集費	5,000

ｃ．事業実施関係者・機関

本事業の実施関係者・機関とその役割は、次のとおり。

① 国内関係者・機関

－ JICA（本部）

事業実施の総括、国内に「連携促進委員会」を設置する。

－ 連携促進委員会

連携促進事業の実施に必要な技術情報の収集及び提案を行う。

委員は、工業標準等の関連団体、協力分野の有識者、JICA の国際協力専門員により構成する。

また、事務局は、工業標準等の関連団体に設置する。

② 海外の関係者・機関

－ JICA（在外事務所）

連携促進事業の実施に関し、相手国の政府関係者との調整、技術情報の収集、セミナー開催のアレンジ等を行う。

－ プロジェクト・チーム（派遣専門家チーム）

本事業の実施について、プロジェクトの派遣専門家チームに全面的な協力を望むことは、技術移転計画に遅れを生じさせることが懸念される。そのため、JICA 事務所をアシストしプロジェクト実施機関とのパイプ役としての協力が望まれる。

－ 相手国政府及び関係機関

JICA 事務所と協力し、セミナー開催のアレンジを行う。

d．事業実施の手段

連携促進事業を実施するための手段は、下表のとおり。

事業ツール	内　容　等
連携促進委員会	事業の技術面での基本計画の策定に係る提言 技術面で事業実施の補佐・助言 APECにおけるPFP等の事業に対する助言・提言等
連携促進調査団	ASEAN諸国の関係機関に対し連携促進事業を提案 同事業の各国の要望取り纏め APECにおけるPFP等の事業に対する助言･提言等
技術情報収集	事業実施に必要な情報を収集し活用
連携技術調査員	日本のイニシアティブによる相互協力事業の準備 ・連携セミナー開催の準備 ・連携セミナーの内容等に関する調整
連携セミナーの開催	本邦及び関係国からの講師の派遣及び招聘 ASEAN各国からの技術者･関係機関長の招聘
技術情報連携整備 (工業標準等分野)	工業標準等の技術情報ネットワーク形成に必要なソフト等の開発
機材供与	デモンストレーション用の機材 技術情報のデータ入出力用のワークステーション

e．連携促進委員会の目的・役割

連携促進委員会は、ASEAN 諸国等の関係機関とのネットワークの構築を目的とし、基本計画策定、連携セミナーの開催、技術情報ネットワークの整備等の事業の実施に当たり JICA を補佐する。

また、本事業の協力分野に関連し、APEC における PFP 等の事業に対する助言・提言等を行う。

f．連携促進調査団の派遣目的・役割

連携促進調査団は、連携促進委員会の提言を基にJICAが作成した事業実施方針をもって、ASEAN諸国の関係機関に対し連携促進事業の実施を提案（オファー）し、共同して事業を実施することの同意を取り付けるとともに、連携セミナーの開催及び技術情報連携整備に関するASEAN諸国等の要望を取り纏める。

また、我が国が、APECにおいて貢献するPFP等の活動に関する助言・提言のための調査を含む。

g．技術情報収集の目的・内容

技術情報収集は、協力分野において各国の政府関係機関の意向のみにより連携促進事業が実施されることを避け、産業界の品質管理等の技術的な問題等の情報を各国・各分野毎に取り纏め、これを連携促進事業において活用する。

なお、情報収集は、ASEAN各国のシンクタンク等に情報収集及び取り纏めを委託し、政府機関、産業界を二元的にとらえることとする。

h．連携技術調査員の派遣目的・役割

連携技術調査員は、セミナー開催国のプロジェクトにおいて①連携セミナーの円滑な開催のための日本及び開催国との調整、②技術情報連携整備のための調査を実施する。これにより、日本がイニシアティブをとり、かつ協調的に事業の実施を行うことを確保するものである。

㊟Ａ１フォーム取得の要否について確認中

i．連携セミナーの開催

ⓐ 開　催　地：フィリピン、タイ、マレイシア（検討中）の３ヶ国

ⓑ 参加招聘者等：ASEAN諸国等のプロジェクト関係者及び政府関係機関の者

㊟本邦講師のＡ１フォーム取得の要否について確認中

㊟先進国からの参加者は、自己負担

ⓒ 開催の概要（参考例）：

① 参加招聘者及び本邦からの講師の講演・発表等

② 試験検査等のデモンストレーション

③ プロジェクトサイトでの実習

④ 技術情報連携整備による技術情報の共有化の促進

ⓓ 連携セミナー開催のテーマ（参考例）

① フィリピン：電気試験分野の標準化

② タ　　イ：標準化体制

③ マレイシア：計量と品質管理

ⓔ 開催期間：1週間程度

ⓕ セミナー開催関係者

① JICA 在外事務所

② 開催国の政府又はその関係機関（プロジェクト実施機関）

j．技術情報連携整備

本事業の工業標準等分野には、標準、認証、検査、及び計量等が含まれているが、各国により制度や内容がかなり異なっていることから、貿易や投資の円滑化を阻害する要因にもなりかねない現状にある。そのため、日・ASEAN 諸国等の関係機関との間で最新の技術情報の共有と交流を図り、ネットワークの形成に資することを目標とした協力を行う。

k．機材の使途

連携促進事業は、相互協力事業として特徴を有するが日本のイニシアティブにより本事業を実施することから、以下により機材供与を行うこととする。

連携セミナー　　：デモンストレーション用の機材等

技術情報連携整備：技術情報のデータ入出力用のワークステーション及び関連ソフト等

㊟ A－4 取得

l．連携促進事業の協力期間

連携促進事業は、基本的には協力期間を設定しない。これは、貿易・投資の円滑化を推進する ASEAN 諸国や APEC と歩調を合わせ事業を継続して実施すべき分野の協力を内容としているからである。

ただし、本事業の成果を毎年レビューし、必要に応じ協力分野の特定・変更等を検討する。

4．プロジェクト連携促進事業の年間計画（基本パターン）

	第１四半期 ⇒	第２四半期 ⇒	第３～４四半期	備考
連携促進委員会	・事業実施方針の策定 ・連携促進調査団の派遣準備	・連携促進技術調査員の派遣方針検討 ・連携セミナーのテーマ、講師等検討 ・連携促進技術調査員の報告に基づく連携促進セミナーの開催準備（Ⅰ） ・技術情報連携整備の分野選定等検討	・連携促進技術調査員の報告に基づく連携促進セミナーの開催準備（Ⅱ，Ⅲ） ・技術情報連携整備の実施等	
事業の実施	①連携促進調査団の派遣（１分野） ⇒ ・ＡＳＥＡＮ諸国との連携の形成 ・連携促進事業の骨子取り纏め ・技術情報収集	連携促進技術調査員の派遣（１分野，３件） ⇒ ・連携セミナー開催準備 ・技術情報連携整備の下調べ 連携促進セミナーの開催（１件） ・本邦講師派遣 ・セミナー参加者招聘	連携促進セミナーの開催（２件） ・本邦講師派遣 ・セミナー参加者招聘 技術情報連携整備の実施（１分野） ・ソフトウェアの開発（国内） ・ネットワークの構築（国内・海外）	☆第三国研修事業等との連携 ☆技術情報連係整備は、連係促進セミナーにて具体化を検討する。

5．プロジェクト方式技術協力の事業活動との比較（技術交換、特別対策セミナー）

プロジェクト方式技術協力の「技術交換」、「特別対策セミナー」とプロジェクト連携促進事業の違いは下表のとおり。

	技術交換	特別対策セミナー	連携促進事業
目的	効果的な技術協力の実施	周辺国を含む技術普及	貿易・投資の円滑化の促進
協力実施方式	プロジェクトリーダーの要請	在外事務所長またはプロジェクトリーダーの要請	参加各国による相互協力事業
協力形態	同種のプロジェクト間の情報交換等	プロジェクトが主体となるセミナー／シンポジュームの開催	• 各国の代表者による地域協力型セミナー／ワークショップの開催 • 各国の同種の関係機関と技術情報連携整備 （ネットワークの構築）
対象地域	実施中プロジェクトの周辺国	実施中プロジェクトの国内及び周辺国	ASEAN及びその周辺国 APEC関係国
対象分野	実施中プロジェクト間の共通技術分野	実施中プロジェクトの移転技術	• 貿易･投資の円滑化に資する分野（工業標準等、工業所有権、その他）
対象者	• 専門家 • カウンターパート	• 専門家 • カウンターパート • 域内周辺国の招聘者	• 専門家 • カウンターパート • 域内周辺国の招聘者 • 自費参加者 （政府関係機関の者）
成果	効果的な技術手法の会得と実行	• 移転技術の効果的な普及促進 • プロジェクトの知名度向上	• 日本とASEAN、APEC関係国の関係機関との人的交流及び相互理解の形成 • 技術情報の共有と交流 • 移転技術の活用･新技術の発表等による終了及び実施中のプロジェクトの活性化
予算	全プロ技事業	• 産業開発協力 • 農林水産業協力	（新規要求）

6．第三国研修との事業実施調整

連携促進事業と第三国研修事業の両事業が、ほぼ同じ時期（第３四半期）に実施される可能性があり、在外事務所及びプロジェクトの実施機関にとり事業の実施が苦痛とならないように、本邦（JICA 内）において調整をする必要がある。

（参考：実施計画）

国　名	第三国研修	プロジェクト連携促進
タ　イ　国	工業所有権 競争政策	工業標準（第２四半期）
マレイシア	基準認証（工業標準）	（検討中）
フィリピン	―――	工業標準（第２四半期）

連携促進事業概要

［資料－１］

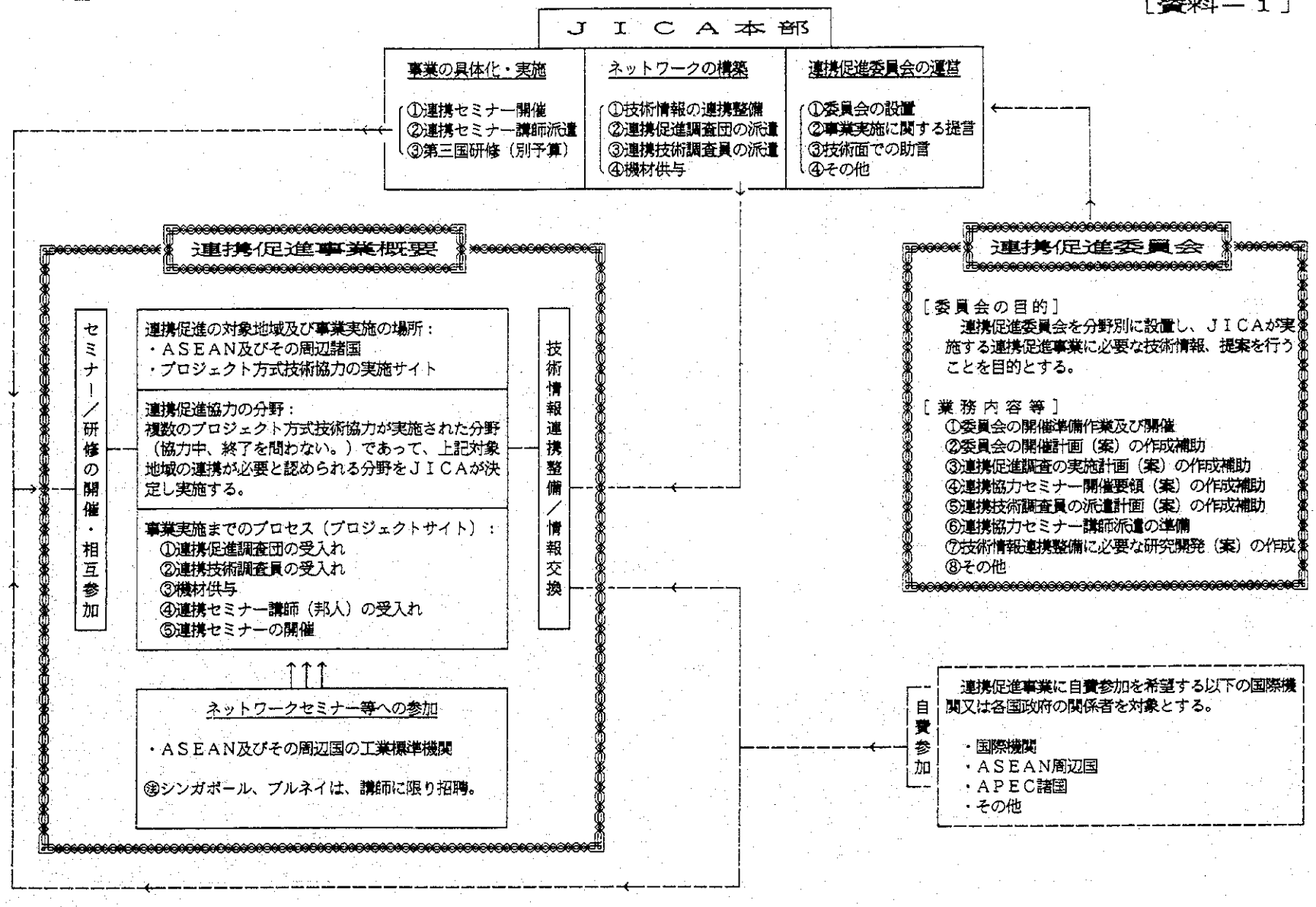

工業標準等連携促進事業（案）
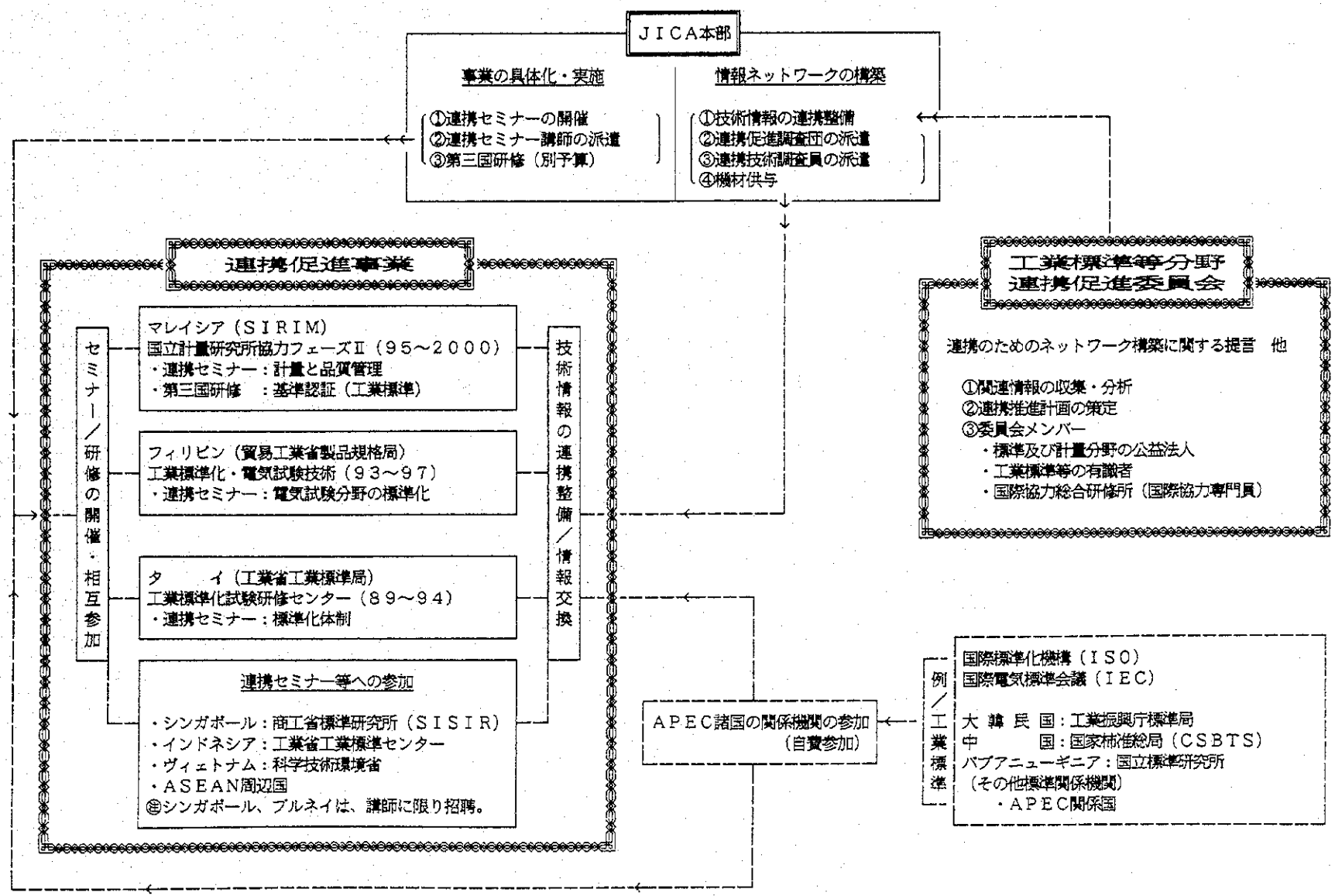
［資料－２］